

新型コロナウイルス感染症への対応について（第9報）

（当所主催等の会議・イベントの実施基準等）

令和2年7月27日
上越商工会議所
会頭 高橋 信雄

6月19日、政府が、全国において、都道府県をまたぐ移動の制限を解除したが、東京都において、7月23日には、過去最高の366名の陽性者が確認されるなど、全国各地において、過去最高の陽性者が確認され、感染経路不明の陽性者が増加するなど、「第2波」ともいえる感染拡大状況となっている。

このことを受け、感染拡大が終息するまで、引き続き、感染拡大機会の防止と減少に努めることとする。

記

1 継続的に取り組む対策

- (1) こまめな手洗いと手指のアルコール消毒の徹底
- (2) 咳エチケットの徹底
- (3) 必要に応じたマスクの着用（人との距離が十分とれない場合は着用する）
- (4) 出勤前の体温測定と報告
- (5) 定期的な事務室の換気（最低1時間に1回以上）
- (6) 会議室使用後の消毒の徹底

2 主催または共催等の会議・イベント等の開催について

- (1) 以下の条件を目安に、適切な感染防止策を講じた上で、開催を可とする。
 - ア 屋内 1,000人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数とすること
 - イ 屋外 1,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保すること

【実施にあたっての注意事項】

- (1) 3密（密閉・密集・密接）を回避する措置を講じること
 - ア 適宜、休憩時間を設け、会場内の換気を行う。
 - イ 出席人数を限定し、時間短縮を図る。
 - ウ 近距離での会話や発声を避ける形式で開催する。（原則2メートル）
- (2) 適切な感染防止対策を講じること
（手指の消毒設備の設置、必要に応じたマスクの着用など）

3 県をまたぐ移動等

- (1) 東京都及び首都圏をはじめ、感染拡大が報告されている地域への移動については、止むを得ないものを除き、原則として、禁止とする。
- (2) その他の県への移動は、感染防止対策を徹底すること。